

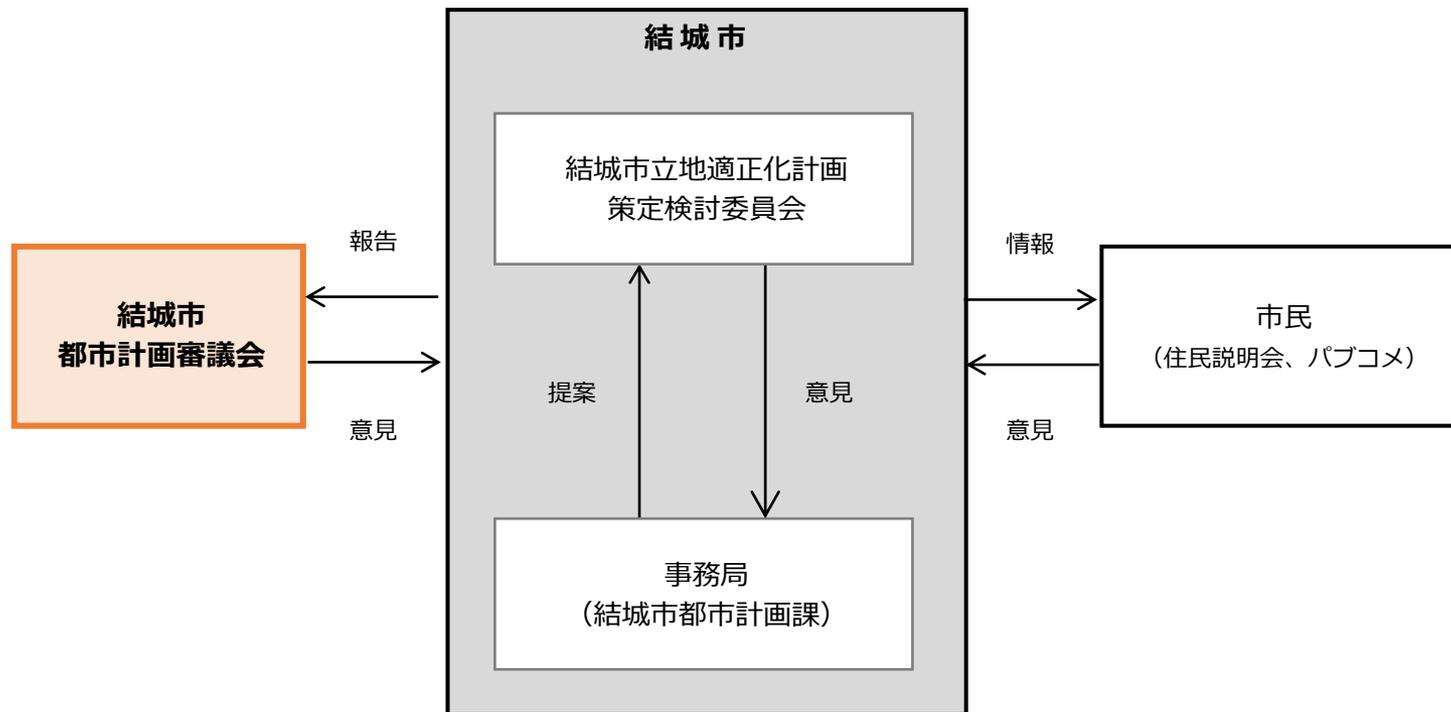
# 令和 3 年度第 2 回結城市都市計画審議会

【報告事項】

立地適正化計画の策定について（中間報告）

# 都市計画審議会の役割

都市計画運用指針では、住民の合意形成を円滑化するとともに、立地適正化計画の着実な実施を図る観点から、立地適正化計画を作成する際、**市町村都市計画審議会の意見を聴くこととされています。**



## 立地適正化計画とは

人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するため、市町村が策定する計画です。

持続可能なまちづくりに向けて、居住機能や都市機能（医療・福祉・商業等）を誘導します。

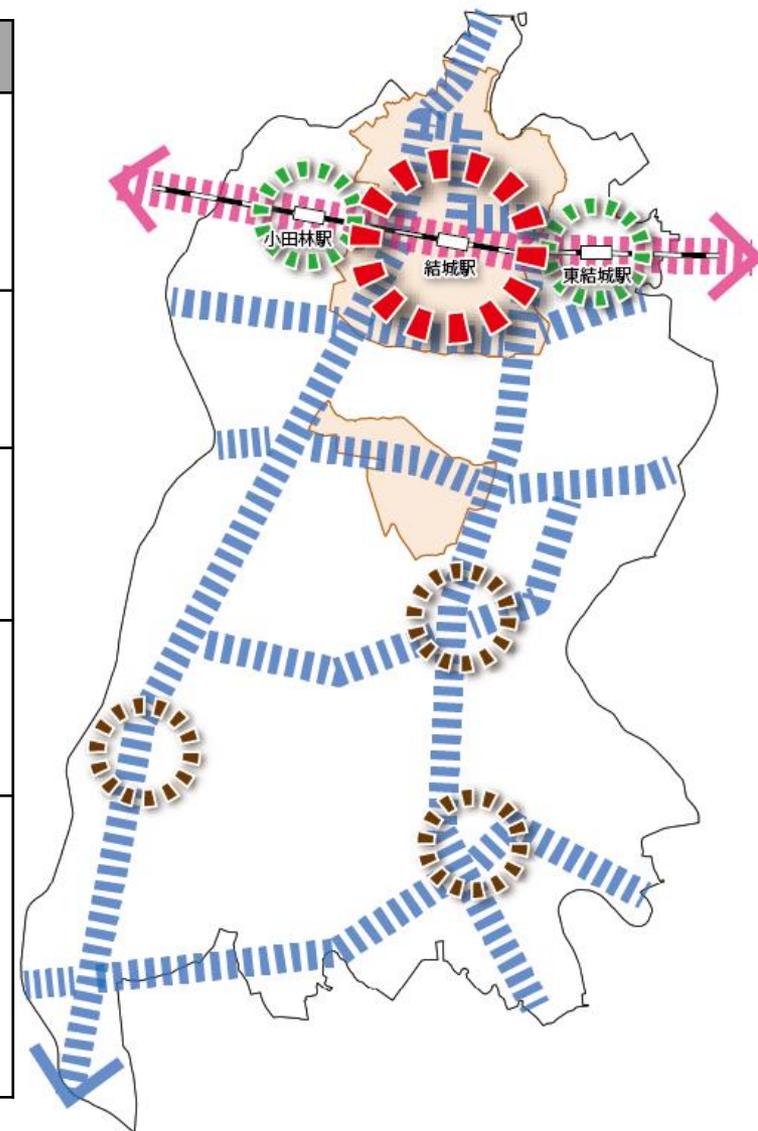
**対象区域：市内全域**

**策定年度：令和2年度～令和4年度**

# 1. 本市における目指すべき都市の骨格構造

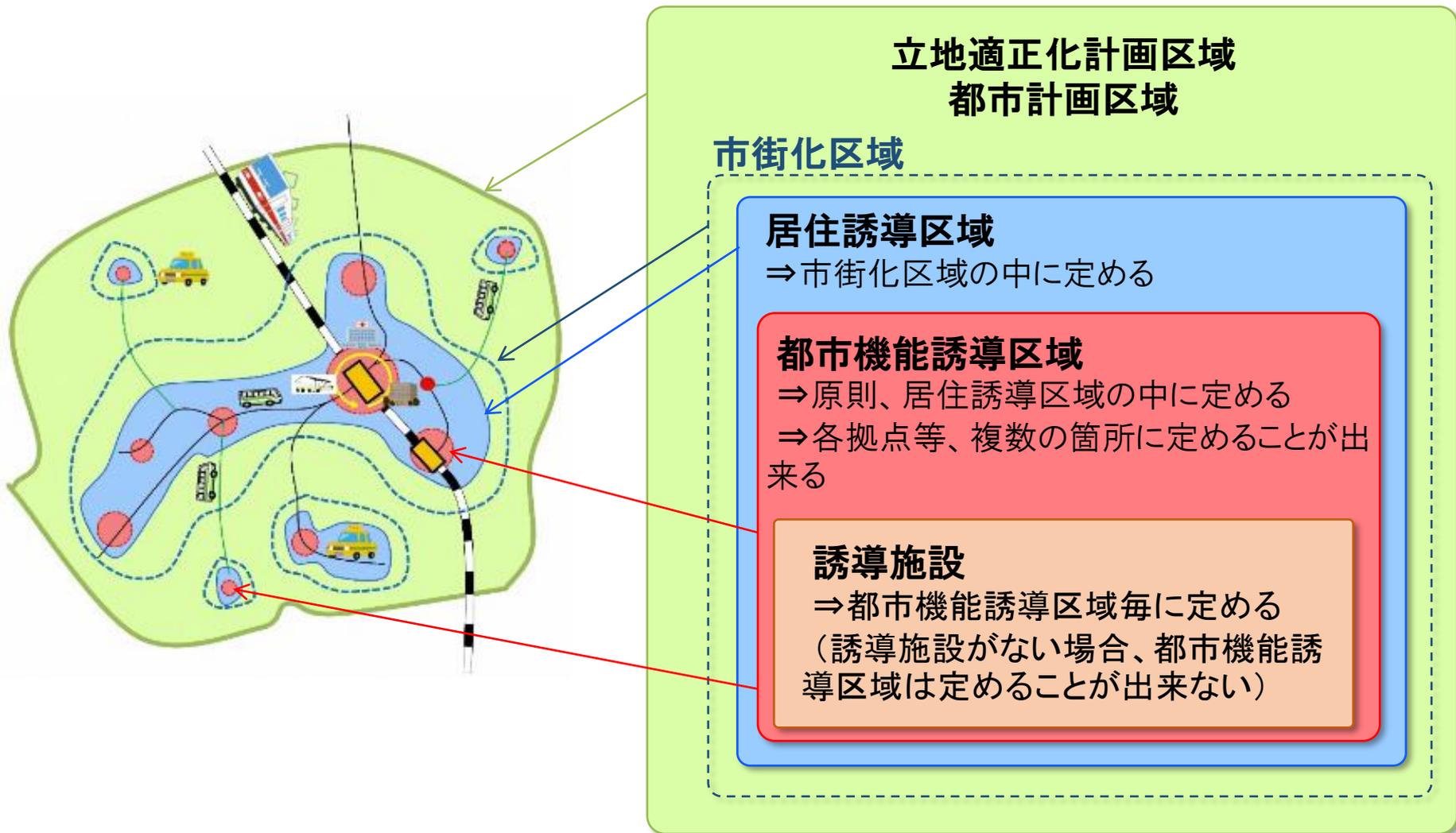
## 《目指すべき都市の骨格構造について》

凡例	設定箇所	考え方
中心拠点	結城駅周辺 	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な都市機能の更なる誘導を推進する拠点</li> </ul> <p>⇒都市機能誘導区域に設定</p>
基幹的な公共交通軸	JR水戸線 	<ul style="list-style-type: none"> <li>近隣都市を結んでいる主要な公共交通機関</li> </ul>
	巡回バス 	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点内の利便性や拠点へのアクセス性及び鉄道利用の向上に寄与する公共交通機関</li> </ul>
都市機能集積がみられる箇所	市北部 	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業との調和を図り、鉄道沿線の交通利便性を活かした集落環境の維持を図るエリア</li> </ul>
	市南部 	<ul style="list-style-type: none"> <li>中心拠点へのアクセス性を維持し、農村地域の利便性や将来的な人口維持を図るエリア</li> <li>学校の再編や文教ゾーンの検討に合わせて、市街化調整区域の地域コミュニティの維持等を図る</li> </ul>



## 2. 居住誘導区域・都市機能誘導区域の概要

### 《居住誘導区域・都市機能誘導区域の考え方》



## 2. 居住誘導区域・都市機能誘導区域の概要

### 居住誘導区域

人口減少の中でも、一定エリアにおいて、人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが継続的に確保される区域

### 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能の立地を維持・誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

# 【資料目次】

1. 居住誘導区域
2. 都市機能誘導区域・誘導施設
3. 誘導施策
4. 防災指針
5. 今後のスケジュール

# 1. 本市における居住誘導区域の設定方針

- (1) 生活利便性が高いエリア等を基本とした居住誘導区域の設定**
- (2) 工業系用途地域等における土地利用状況に応じた居住誘導区域の設定**
- (3) 災害リスクに応じた居住誘導区域の設定**

## 2. 本市における居住誘導区域の設定フロー

### 《本市における居住誘導区域の設定フロー》

#### 市街化区域

#### STEP1 居住誘導区域の基本となる区域

◆生活利便性の高い区域を抽出

- ①公共交通徒歩利用圏
- ②生活サービス徒歩利用圏

#### STEP2 居住誘導区域として考慮すべき区域

◆土地利用状況等から居住の誘導を考慮すべき区域を抽出

- ①工業系用途地域
- ②公共下水道未整備地区
- ③災害イエローゾーン

#### 居住誘導区域の設定

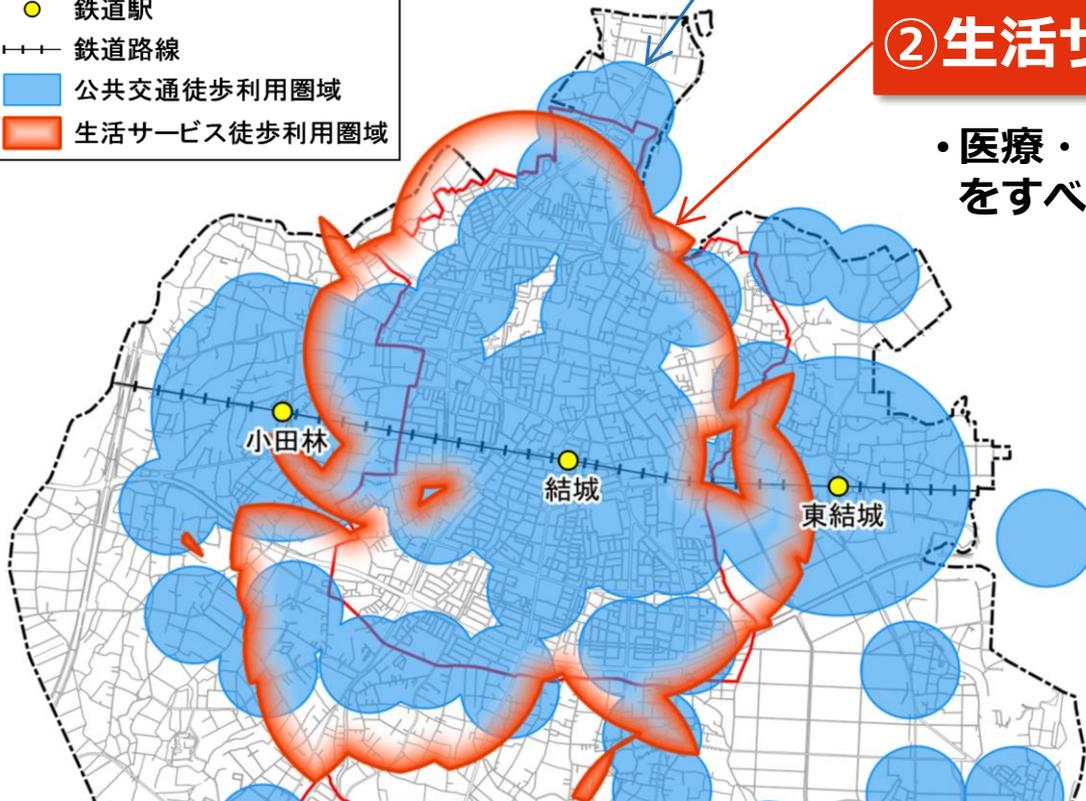
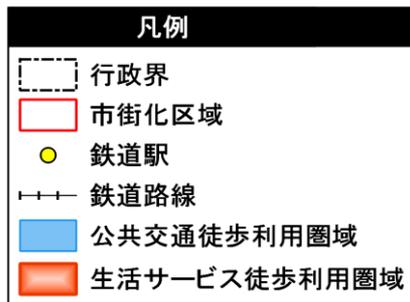
# STEP 1 居住誘導区域の基本となる区域

## ①公共交通徒歩利用圏域

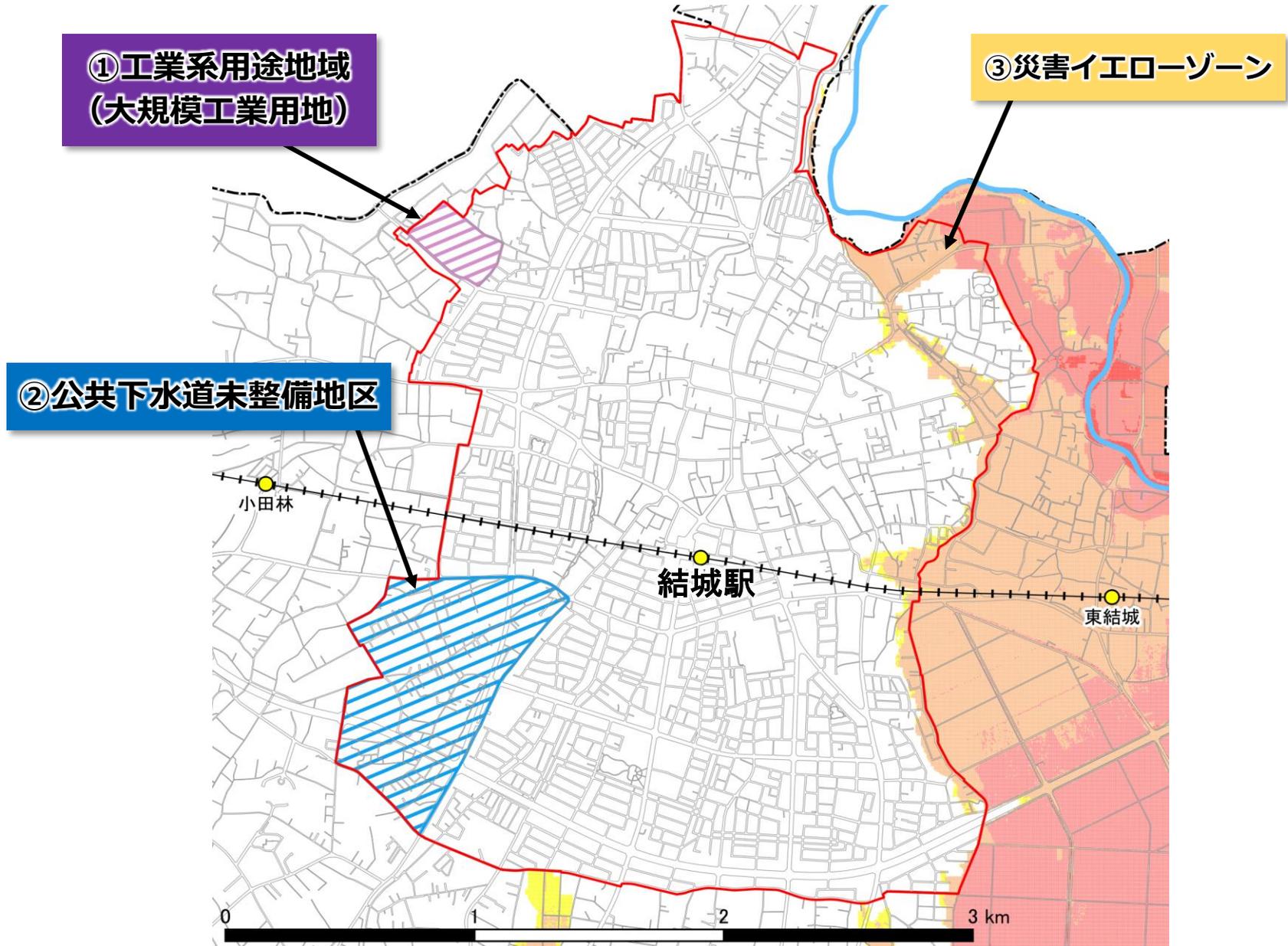
- ・鉄道駅からの徒歩圏（半径800m）、バス停からの徒歩圏（半径300m）の圏域

## ②生活サービス徒歩利用圏域

- ・医療・商業・福祉施設の徒歩圏（半径800m）をすべて満たす圏域



# STEP 2 居住誘導区域として考慮すべき区域



## STEP 2 居住誘導区域として考慮すべき区域

### ①工業系用途地域

- 大規模な工場が立地している一部の区域については、非可住地として判断して、**居住誘導区域に含めない**こととします。

### ②公共下水道未整備地区

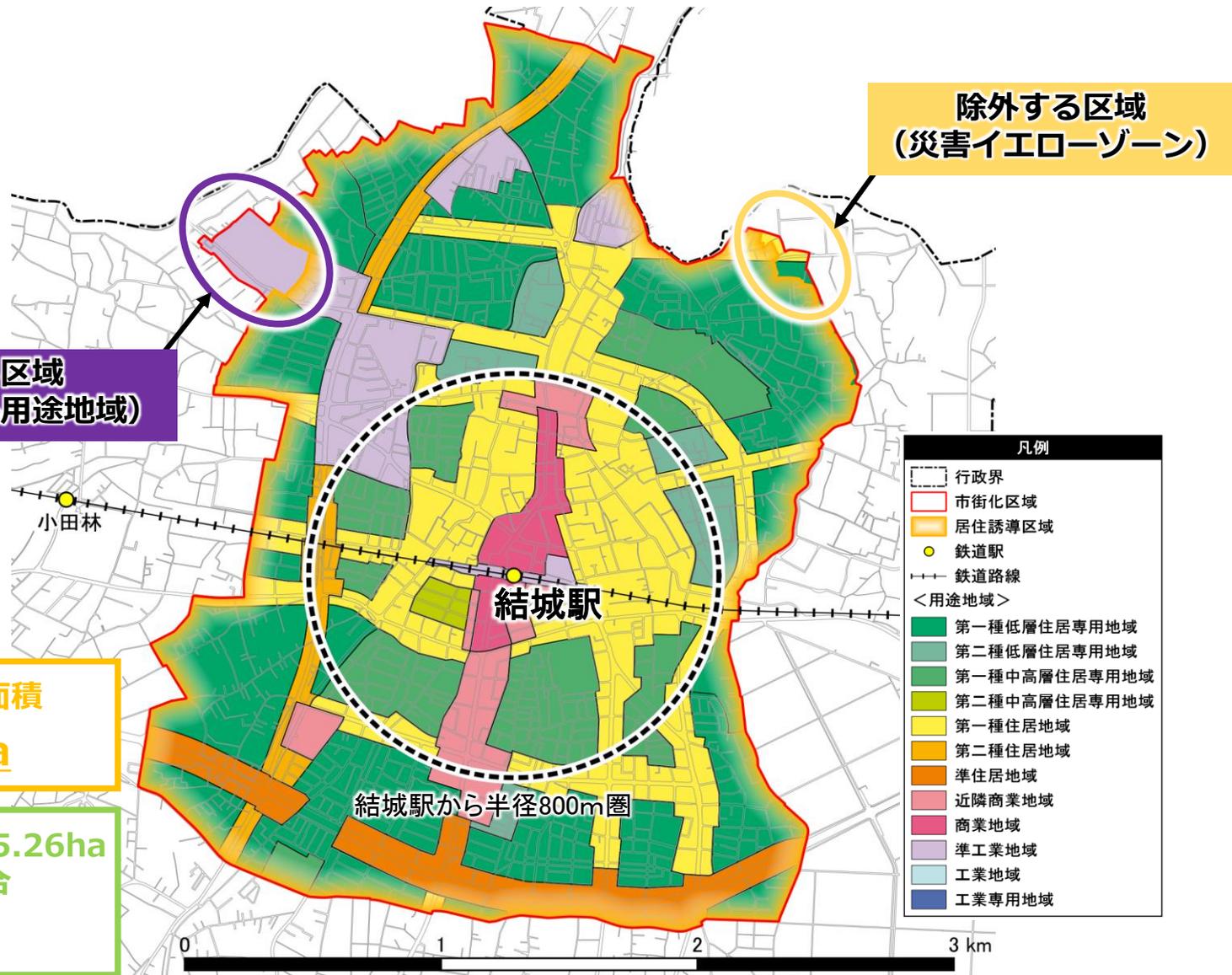
- 「下水道基本計画区域」に指定されていること、また、「結城市都市計画マスタープラン」で住宅地として位置付けていることから、その実現に向けて**居住誘導区域に含める**こととします。

### ③災害イエローゾーン

- 家屋の2階床面が浸水し、安全性が著しく低下すると想定される浸水深3.0m以上の区域については、**居住誘導区域に含めない**こととします。

# 3. 居住誘導区域

## 《居住誘導区域（案）》



居住誘導区域面積

**659.4 ha**

市街化区域面積855.26ha

に対する割合

**77.1%**

# 【資料目次】

1. 居住誘導区域
2. 都市機能誘導区域・誘導施設
3. 誘導施策
4. 防災指針
5. 今後のスケジュール

# 1. 本市における都市機能誘導区域の設定方針

- (1) 利便性が高く、多様な交流を創出できる都市機能誘導区域の設定**
- (2) 低未利用地を活用した拠点性の向上に寄与できる都市機能誘導区域の設定**
- (3) 回遊性の高い拠点形成に向けた都市機能誘導区域の設定**

## 2. 本市における都市機能誘導区域の設定フロー

### 《都市機能誘導区域の設定フロー》

#### STEP0 居住誘導区域内で設定

#### STEP1 市の施策や今後のまちづくりの方向性による「政策的な区域」

- 都市計画マスタープランにおいて、各種生活利便施設の集積立地の方針が示されている区域を考慮（結城駅周辺・国道50号沿道）
- 将来的な土地利用の可能性を踏まえた上で、生活利便施設等の立地が見込める庁舎の移転跡地を考慮

#### STEP2 都市計画運用指針等を踏まえた「利便性が高い区域」

- 中心拠点（結城駅及びシビックセンターゾーン）を考慮
- 公共交通の利便性が高い区域（鉄道駅から半径800m、バス停から半径300m）
- 各種生活利便施設（商業、医療、福祉等）の集積状況

#### STEP3 用途地域及び地形地物による「都市計画上の区域」

- 商業地域、近隣商業地域のほか、生活利便施設の誘導が可能な用途地域や地形地物等を考慮

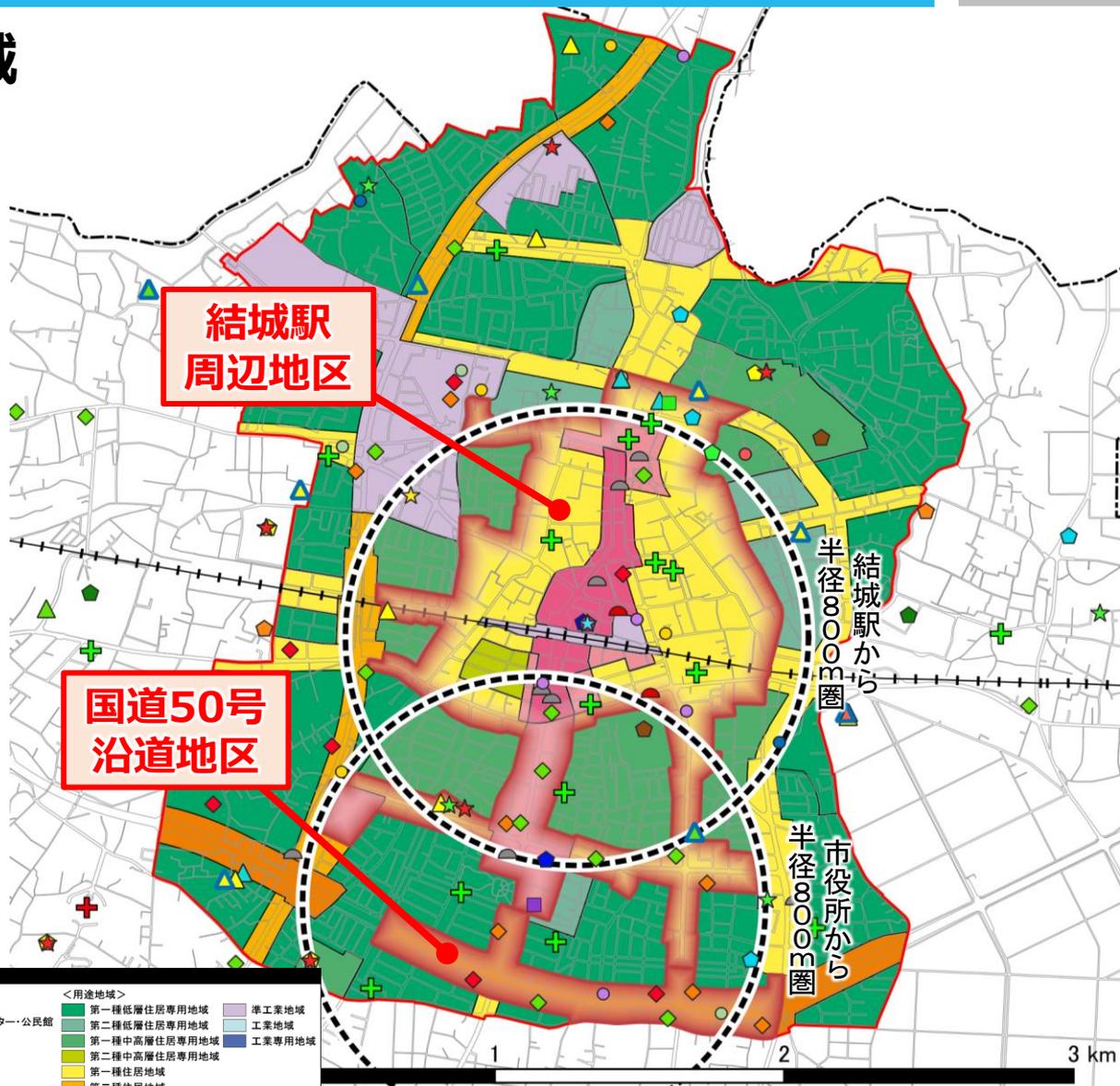
都市機能誘導区域の設定

# 3. 都市機能誘導区域

## (1) 都市機能誘導区域

### <基本的な考え方>

◆ 誘導を図る都市機能の性格が異なることから、中心拠点を一体としつつも、**結城駅周辺地区**と**国道50号沿道地区**に区分



結城駅  
周辺地区

国道50号  
沿道地区

半径800m圏  
結城駅から

半径800m圏  
市役所から

凡例	
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政界</li> <li>市街化区域</li> <li>鉄道路線</li> <li>都市機能誘導区域</li> <li>&lt;徒歩利用圏域&gt;</li> <li>駅・圏域800m</li> <li>市役所・圏域800m</li> </ul>	<p>&lt;都市機能&gt;</p> <p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎</li> <li>出張所</li> </ul> <p>商業機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケット</li> <li>ドラッグストア</li> <li>コンビニエンスストア</li> </ul> <p>医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院</li> <li>診療所</li> <li>(内科または外科を含む)</li> </ul> <p>子育て機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター</li> <li>保育所・保育園</li> <li>幼稚園</li> <li>認定こども園</li> <li>児童保育施設</li> <li>学童保育施設</li> </ul> <p>高齢者福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>入所型施設</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>居宅介護支援事業所</li> </ul> <p>障害福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>入所型施設</li> <li>外出支援サービス施設</li> <li>就労訓練サービス施設</li> <li>相談支援事業所</li> </ul> <p>金融機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>入所型施設</li> <li>郵便局</li> <li>銀行</li> <li>(地方銀行・信用金庫・JAバンク)</li> </ul> <p>文化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティセンター・公民館</li> <li>文化センター</li> <li>図書館</li> <li>図書館</li> <li>スポーツ施設</li> <li>観光施設</li> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>高等学校</li> </ul> <p>&lt;用途地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種低層住居専用地域</li> <li>第二種低層住居専用地域</li> <li>第一種中高層住居専用地域</li> <li>第二種中高層住居専用地域</li> <li>第一種住居地域</li> <li>第二種住居地域</li> <li>準住居地域</li> <li>近隣商業地域</li> <li>商業地域</li> <li>準工業地域</li> <li>工業専用地域</li> </ul>

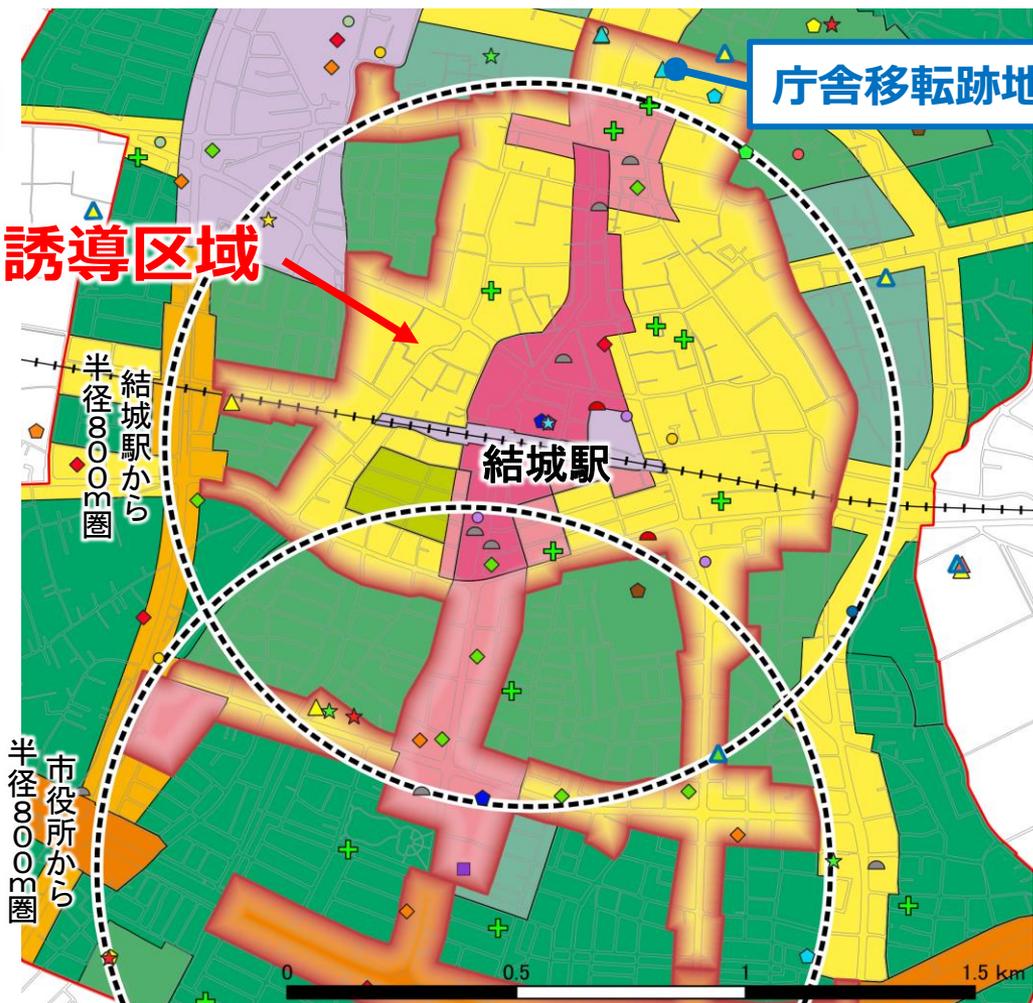
# 3. 都市機能誘導区域

## (2) 結城駅周辺地区 【153.69ha】

### 都市機能誘導区域

#### <基本的な考え方>

- ◆ 結城駅と市役所から**利便性の高い区域**
- ◆ **庁舎の移転跡地を含む区域**



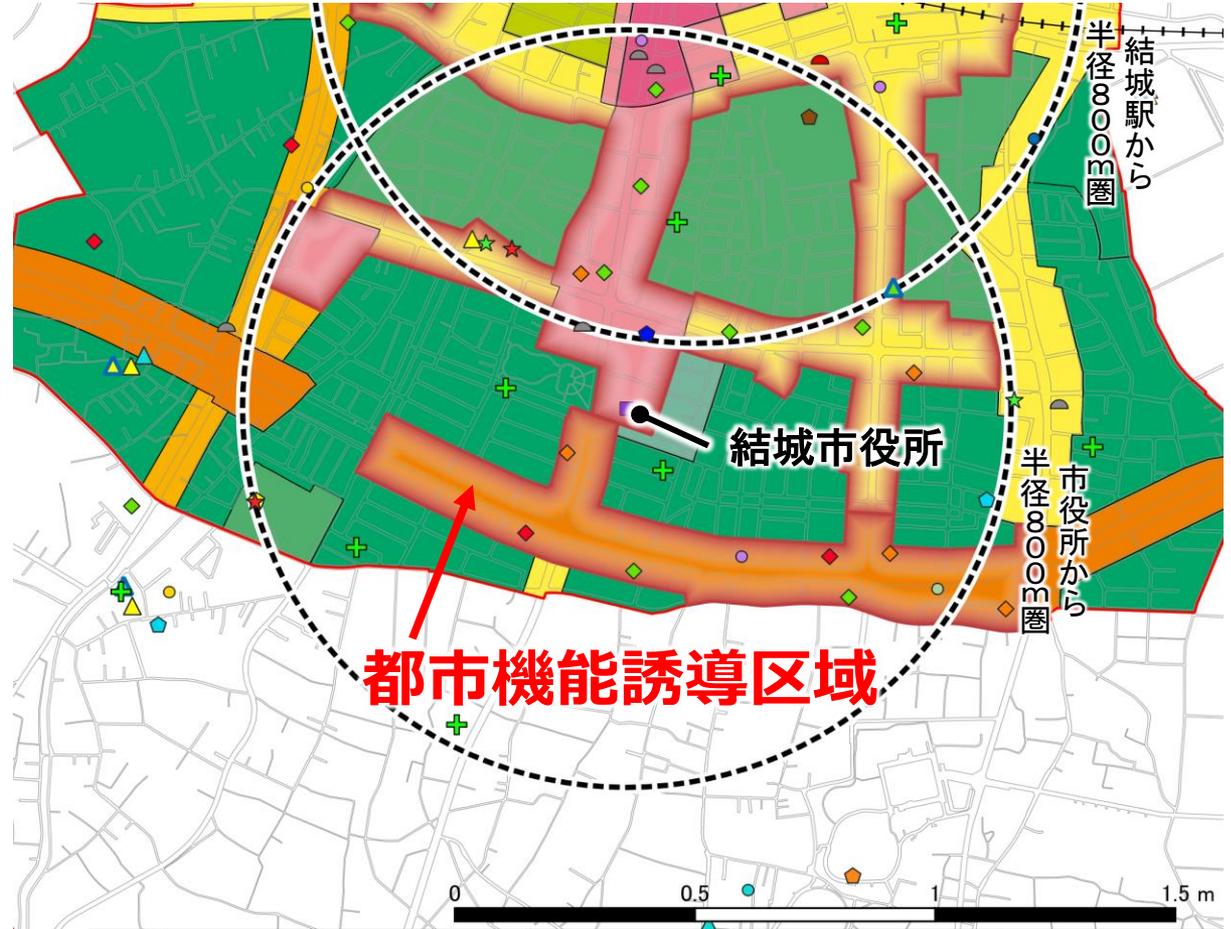
凡例					
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政界</li> <li>市街化区域</li> <li>鉄道路線</li> <li>都市機能誘導区域</li> <li>&lt;徒歩利用圏域&gt;</li> <li>駅・圏域800m</li> <li>市役所・圏域800m</li> </ul>	<p>&lt;都市機能&gt;</p> <p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎</li> <li>出張所</li> </ul> <p>商業機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケット</li> <li>ドラッグストア</li> <li>コンビニエンスストア</li> </ul> <p>医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院</li> <li>診療所 (内科または外科を含む)</li> </ul>	<p>子育て機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター</li> <li>保育所・保育園</li> <li>幼稚園</li> <li>認定こども園</li> <li>学童保育施設</li> </ul> <p>高齢者福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>居宅介護支援事業所</li> </ul>	<p>障害福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>外出支援サービス施設</li> <li>就労訓練サービス施設</li> <li>相談支援事業所</li> </ul> <p>金融機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局</li> <li>銀行 (地方銀行・信用金庫・JA/バンク)</li> </ul>	<p>文化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティセンター・公民館</li> <li>文化センター</li> <li>図書館</li> <li>スポーツ施設</li> <li>観光施設</li> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>高等学校</li> </ul>	<p>&lt;用途地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種低層住居専用地域</li> <li>第二種低層住居専用地域</li> <li>第一種中高層住居専用地域</li> <li>第二種中高層住居専用地域</li> <li>第一種住居地域</li> <li>第二種住居地域</li> <li>準住居地域</li> <li>近隣商業地域</li> <li>商業地域</li> <li>準工業地域</li> <li>工業地域</li> <li>工業専用地域</li> </ul>

# 3. 都市機能誘導区域

## (3) 国道50号沿道地区【23.45ha】

### <基本的な考え方>

- ◆ 国道50号沿道のうち、市役所から半径800m圏を基本とした区域



凡例					
<ul style="list-style-type: none"> <li>行政界</li> <li>市街化区域</li> <li>鉄道路線</li> <li>都市機能誘導区域</li> <li>&lt;徒歩利用圏域&gt;</li> <li>駅・圏域800m</li> <li>市役所・圏域800m</li> </ul>	<p>&lt;都市機能&gt;</p> <p>行政機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市役所本庁舎</li> <li>出張所</li> </ul> <p>商業機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケット</li> <li>ドラッグストア</li> <li>コンビニエンスストア</li> </ul> <p>医療機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院</li> <li>診療所 (内科または外科を含む)</li> </ul>	<p>子育て機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センター</li> <li>保育所・保育園</li> <li>幼稚園</li> <li>認定こども園</li> <li>学童保育施設</li> </ul> <p>高齢者福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>入所型施設</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>居宅介護支援事業所</li> </ul>	<p>障害福祉機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所型施設</li> <li>訪問型施設</li> <li>入所型施設</li> <li>外出支援サービス施設</li> <li>就労訓練サービス施設</li> <li>相談支援事業所</li> </ul> <p>金融機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便局</li> <li>銀行 (地方銀行・信用金庫・JAバンク)</li> </ul>	<p>文化機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティセンター・公民館</li> <li>文化センター</li> <li>図書館</li> <li>スポーツ施設</li> <li>観光施設</li> <li>小学校</li> <li>中学校</li> <li>高等学校</li> </ul>	<p>&lt;用途地域&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一種低層住居専用地域</li> <li>第二種低層住居専用地域</li> <li>第一種中高層住居専用地域</li> <li>第二種中高層住居専用地域</li> <li>第一種住居地域</li> <li>第二種住居地域</li> <li>準住居地域</li> <li>近隣商業地域</li> <li>商業地域</li> <li>準工業地域</li> <li>工業地域</li> <li>工業専用地域</li> </ul>

# 4. 本市における誘導施設の設定

## <誘導施設の設定フロー>

### STEP 1 拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理

- ◆ 中心拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理

### STEP 2 誘導施設候補の整理

- ◆ 市内に立地が見られる主な都市機能施設の整理  
(立地適正化計画作成の手引き (国土交通省) の施設分類に基づく)

### STEP 3 誘導施設候補の分類

- ◆ 施設の特性等に基づき「拠点集積型施設<sup>※1</sup>」、「地域分散型施設<sup>※2</sup>」に分類

※1：都市機能誘導区域での立地が望ましい施設

※2：日常的な利用が想定されるため、身近な場所での立地が望ましい施設

誘導施設の設定

# STEP 1 拠点に求められる都市機能施設の方向性の整理

## 《本市における都市機能誘導区域設定の方針》

■ 立地適正化計画で目指すまちづくりの方針(都市機能誘導に係る事項を抜粋)

### 立地適正化計画の方針 1 都市機能の誘導

#### 結城駅周辺の拠点性向上による魅力とにぎわいの創出

誘導方針1-1 結城の活力と交流を牽引する新たな都市拠点の形成

誘導方針1-2 旧市庁舎跡地をはじめとした公的不動産の活用による都市機能の誘導

誘導方針1-3 徒歩や自転車による回遊性の高い市街地環境の創出

拠点名称	誘導を図る都市機能施設の方向性
中心拠点 (結城駅・シビックセンター周辺)	・ 都市的で利便性の高い市街地の形成や多様な交流を創出する都市機能施設を集積

結城駅周辺地区	・ 各種サービス機能等の <b>多様な都市機能の維持・誘導</b> ・ 旧庁舎跡地は、歴史・文化を活かした <b>にぎわいや交流を創出する施設の誘導</b>
国道50号沿道地区	・ 沿道型の <b>商業・サービス機能の維持・誘導</b>

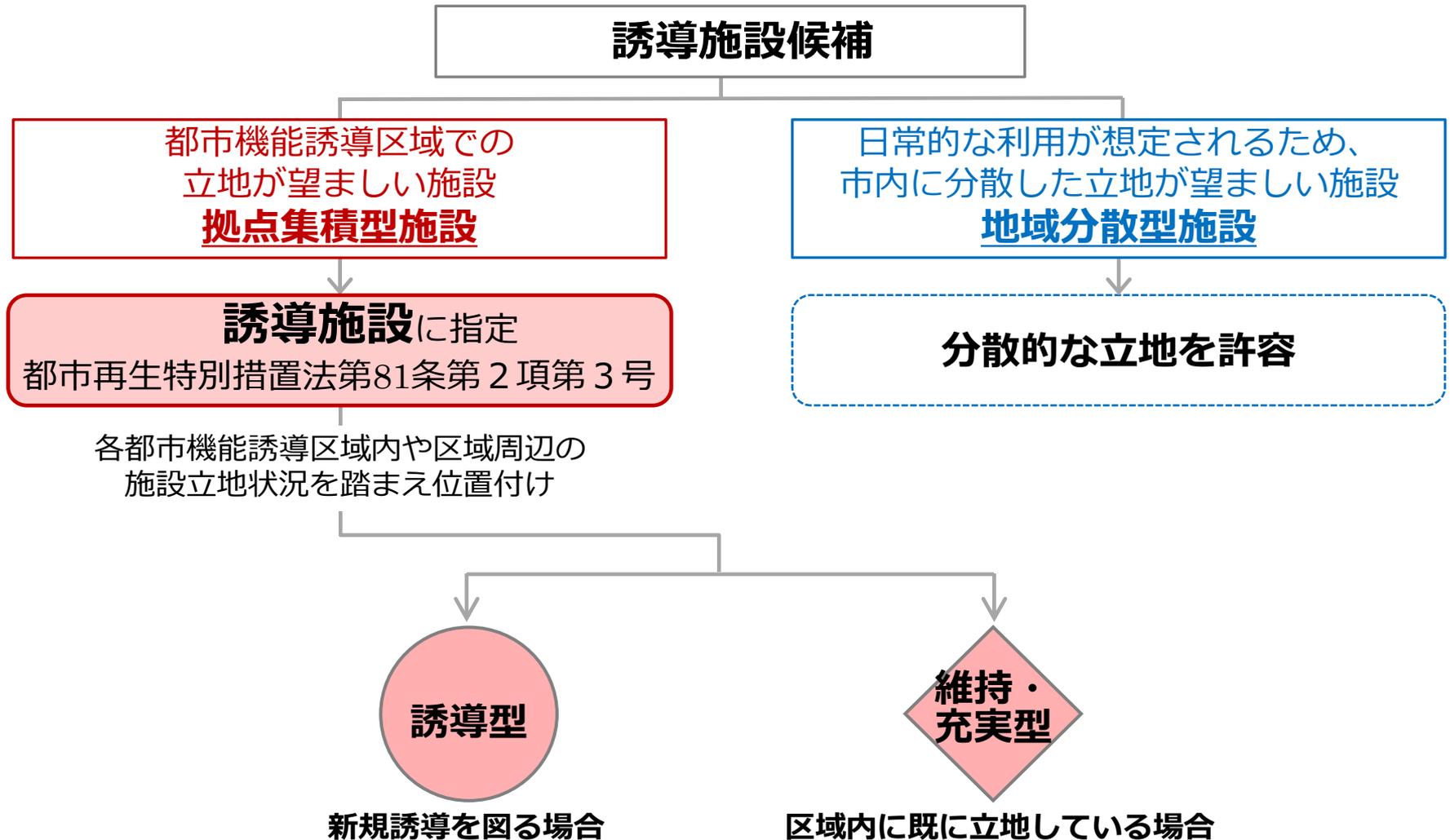
# STEP 2 誘導施設候補の整理

## ＜誘導施設の候補＞

機能	施設名
行政	①市役所庁舎 ②出張所
高齢者福祉	①通所系施設（通所介護、通所リハビリテーション等のサービスを提供する施設） ②訪問系施設（居宅介護支援、訪問介護、訪問リハビリテーション等のサービスを提供する施設） ③入所型施設（長期・短期入所のサービスを提供する施設） ④地域包括支援センター ⑤居宅介護支援事務所
障害者福祉	①通所系施設（施設や事務所でサービスを提供する施設） ②訪問系施設（自宅でサービスを提供する施設） ③入所型施設（施設で共同生活援助サービスを提供する施設） ④外出支援サービス施設 ⑤就労訓練サービス施設 ⑥相談支援事務所
子育て	①保育所・保育園 ②幼稚園 ③認定こども園 ④学童保育施設 ⑤子育て支援センター
商業	①スーパーマーケット ②ドラッグストア ③コンビニエンスストア
医療	①病院 ②診療所
金融	①銀行 ②郵便局
教育・文化	①小学校 ②中学校 ③高等学校 ④文化センター ⑤図書館 ⑥博物館 ⑦スポーツ施設 ⑧公民館等

# STEP 3 誘導施設候補の分類

## <誘導施設候補の分類の考え方>

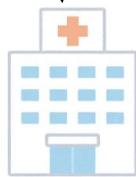


# STEP 3 誘導施設候補の分類

## ＜誘導施設のタイプ別イメージ＞

### 誘導施設（○：誘導型）

- ◆都市機能誘導区域内に立地がなく、新規誘導を図る



### 誘導施設（◇：充実型）

- ◆都市機能誘導区域内に立地しており、将来にわたり維持を図る
- ◆また、将来的な人口や需要の増加に応じて更なる充実を図る



# 5. 本市における誘導施設

機能	配置区分		中心拠点	
	拠点集積型施設	地域分散型施設	結城駅周辺地区	国道50号沿道地区
行政	市役所		◇	
		出張所		
高齢者福祉		通所系施設		
		訪問系事業所		
		入所系施設		
		居宅介護支援事務所		
		地域包括支援センター		
障害者福祉		外出支援サービス施設		
		通所系施設		
		訪問系施設		
		入所型施設		
		就労訓練サービス施設		
		相談支援事務所		
子育て	保育所・保育園		◇	
	幼稚園		◇	
	認定こども園		○	
		学童保育施設		
	子育て支援センター		◇	

# 5. 本市における誘導施設（つづき）

機能	配置区分		中心拠点	
	拠点集積型施設	地域分散型施設	結城駅周辺地区	国道50号沿道地区
商業	スーパーマーケット		◇	◇
	ドラッグストア		◇	◇
		コンビニエンスストア		
医療	病院		○	
		診療所		
金融	銀行（地方銀行・信用金庫）		◇	
		郵便局・JA		
教育・文化	文化センター		◇	
	図書館		◇	
	博物館		○	
		小学校		
		中学校		
		高等学校		
		スポーツ施設		
	コミュニティセンター・公民館			

○：誘導型    ◇：維持型

# 【資料目次】

1. 居住誘導区域
2. 都市機能誘導区域・誘導施設
3. 誘導施策
4. 防災指針
5. 今後のスケジュール

# 1. 誘導施策の設定方針

立地適正化計画の方針		誘導施策
方針1 都市機能の誘導	<b>誘導方針1-1</b> 結城の活力と交流を牽引する新たな都市拠点の形成	①都市的で利便性の高い市街地の形成 ②官民連携による公共施設再編に向けた取組の推進
	<b>誘導方針1-2</b> 旧市庁舎跡地をはじめとした公的不動産の活用による都市機能の誘導	③公的不動産活用による都市機能誘導の検討 ④本市特有の歴史・文化を発信する集客施設の整備
	<b>誘導方針1-3</b> 徒歩や自転車による回遊性の高い市街地環境の創出	⑤市街地内の賑わい創出に向けた回遊性の向上 ⑥交通結節点における回遊性・利便性の確保
方針2 居住の誘導	<b>誘導方針2-1</b> 世代更新の促進と市の継続的な発展に向けた居住の誘導	①都市基盤整備の推進による快適な住環境の形成 ②空き家等の既存ストックの活用による宅地供給の促進
	<b>誘導方針2-2</b> 災害リスクの少ないエリアへの居住誘導支援	③災害リスクの高いエリアからの移転支援
方針3 公共交通ネットワーク	<b>誘導方針3-1</b> 拠点へのアクセス性の維持・向上	①巡回バスの再編 ②巡回バスのバス停環境の整備による利便性向上
	<b>誘導方針3-2</b> 公共交通網の再編と新たな公共交通システムの導入検討	③多様な交通手段の提供とネットワーク化 ④新しい交通システムによる移動支援の研究・検討 ⑤複数の交通モード利用時の利便性向上

## 2. 都市機能誘導に係る施策

誘導施策	概要
① 都市的で利便性の高い市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 空き店舗活用の推進等による<b>魅力あふれる商業空間の創出</b>。</li><li>● 結城駅周辺の魅力ある<b>商業・観光施設等の機能誘導</b>。</li><li>● 国道50号沿道部の<b>広域商業集積地としてふさわしい機能誘導及び景観整備等の計画的な規制・誘導</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：都市機能誘導区域内（結城駅周辺・国道50号沿線）</p>
② 官民連携による公共施設再編に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 予防保全による長寿命化、更新の集約化・複合化等による、<b>計画的・効率的な施設運営</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：都市機能誘導区域内</p>
③ 公的不動産活用による都市機能誘導の検討	<ul style="list-style-type: none"><li>● 有効活用可能な公的不動産は、<b>地域商業の活性化や暮らしやすさの向上に資する都市機能の誘導に活用</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：都市機能誘導区域内</p>

## 2. 都市機能誘導に係る施策（つづき）

誘導施策	概要
④ 本市特有の歴史・文化を発信する集客施設の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 旧市庁舎の移転跡地を活用した、<b>特有な地域資源を発信する集客施設の整備検討。</b></li></ul> <p>【対象区域】：都市機能誘導区域内（旧市庁舎跡地）</p>
⑤ 市街地内の賑わい創出に向けた回遊性の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>● より一層の<b>賑わいを創出するウォーカブルなまちなか都市空間の形成。</b></li><li>● 結城駅やその周辺では、友愛メルヘン橋の適正な施設管理やバリアフリー化による、<b>人にやさしい交通施設・環境の整備推進。</b></li></ul> <p>【対象区域】：都市機能誘導区域内（結城駅周辺）</p>
⑥ 交通結節点における回遊性・利便性の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>● 駅や商店街への<b>アクセス道路や駅前広場の整備・充実、適正な規模の駐車場や駐輪場の確保。</b></li></ul> <p>【対象区域】：都市機能誘導区域内（結城駅周辺）</p>

### 3. 居住誘導に係る施策

誘導施策	概要
<p>① 都市基盤整備の推進による快適な住環境の形成</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 区画整理実施地区の<b>早期完了</b>及び用途混在や小規模住宅密集地の形成等の抑制等の<b>適正な規制・誘導</b>。</li><li>● 基盤未整備地区では、<b>生活基盤施設の充実</b>や<b>土地利用の再編に向けた市街地の面的・立体的整備、規制・誘導手法の適用</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：居住誘導区域内（南部第二地区、四ツ京地区、公達地区など）</p>
<p>② 空き家等の既存ストックの活用による宅地供給の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 空き家バンク等の利活用・維持管理方策の検討など、<b>居住誘導区域内の宅地供給の促進</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：居住誘導区域内</p>
<p>③ 災害リスクの高いエリアからの移転支援</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 防災集団移転促進事業の検討など、<b>より安全性の高い居住誘導区域への移転に係る総合的な支援</b>の検討。</li><li>● 空き家等の既存ストックの活用も視野に入れた<b>移転先地の確保</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：災害イエローゾーン</p>

## 4. 公共交通ネットワークに係る施策

誘導施策	概要
①巡回バスの再編	<ul style="list-style-type: none"><li>● 巡回バスのダイヤ調整や運行ルートの見直しも視野に入れた、<b>運行便数や運行ダイヤの見直し</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：市全域</p>
②巡回バスのバス停環境の整備による利便性向上	<ul style="list-style-type: none"><li>● 利用の多いバス停等における、<b>待合環境（上屋やベンチ等）の整備</b>。</li><li>● LED電球の設置による夜間安全性と利便性向上や自転車によるアクセス性を高めた<b>駐輪場の整備</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：市全域</p>
③多様な交通手段の提供とネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>広域バス交通ネットワークの形成</b>（小山～結城～筑西間等 J R 水戸線軸上方向のバス路線網）、<b>タクシーの有効活用</b>など、<b>安全で快適な移動手段・環境の整備とネットワーク化</b>。</li></ul> <p>【対象区域】：市全域</p>

## 4. 公共交通ネットワークに係る施策（つづき）

誘導施策	概要
④ 新しい交通システムによる移動支援の研究・検討	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自動運転やグリーンスローモビリティなど、<b>他都市の実証実験の成果などを踏まえた導入可能性の検討。</b> 【対象区域】：市全域</li></ul>
⑤ 複数の交通モード利用時の利便性向上	<ul style="list-style-type: none"><li>● マース（MaaS、モビリティ・アズ・ア・サービス）を用いた公共交通のサービス環境の整備・改善に向けた<b>導入可能性についての研究・検討。</b> 【対象区域】：市全域</li></ul>

# 【資料目次】

1. 居住誘導区域
2. 都市機能誘導区域・誘導施設
3. 誘導施策
4. 防災指針
5. 今後のスケジュール

# 1. 防災指針とは

## 策定の背景

近年、特に水災害が全国各地で頻発化・激甚化し、防災とまちづくりが連携した取組の重要性の高まりを背景に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（R2.6）」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられた。

## 策定の目的

主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能確保を図るための指針。

## 2. 本市における災害ハザード情報等の収集、整理

### <本市で整理した災害種別>

#### ① 洪水

- 浸水想定区域  
(浸水深、浸水継続時間)
- 家屋倒壊等氾濫想定区域  
(氾濫流・河岸浸食)

	対象河川		
	鬼怒川	田川放水路	田川
浸水深			
想定最大	○	○	○
計画	○	○	—
浸水継続時間	○	○	○
氾濫流・河岸浸食	○	○	

※課題整理の区域図では、田川における浸水想定区域の災害リスクは、鬼怒川及び田川放水路の災害リスクに内包されるため、鬼怒川及び田川放水路の浸水想定区域を採用

#### ② 雨水出水（内水）

- 内水浸水想定区域

#### ③ 土砂災害

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

# 3. 災害リスクの高い地域等の抽出及び定量的な評価

洪水 内水

## ＜結城北部・南部地区＞

- ◆ 建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)
- ◆ 床上浸水など頻繁な内水被害を受ける可能性の高い建物が複数存在(内)
- ◆ 浸水により機能不全又は利用が困難となる都市機能の発生が懸念(内)
- ◆ 緊急輸送道路における自動車の通行の支障や道路途絶が懸念(内)

内水

## ＜結城西部地区＞

- ◆ 緊急輸送道路における自動車の通行の支障や道路途絶が懸念
- ◆ 床上浸水など頻繁な内水被害を受ける可能性の高い建物が複数存在

洪水 内水 家屋倒壊等氾濫想定区域

## ＜結城東部地区＞

- ◆ 建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)
- ◆ 活用可能な避難所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在(洪)
- ◆ 医療・福祉施設の機能低下が懸念(洪)
- ◆ 緊急輸送道路における自動車の通行の支障や道路途絶が懸念(洪)
- ◆ 浸水が72時間以上継続する区域に住宅が多く立地(洪)
- ◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が多く立地(家)

洪水 家屋倒壊等氾濫想定区域

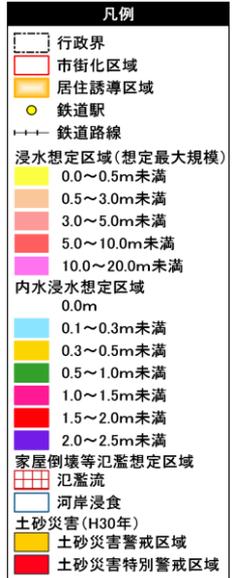
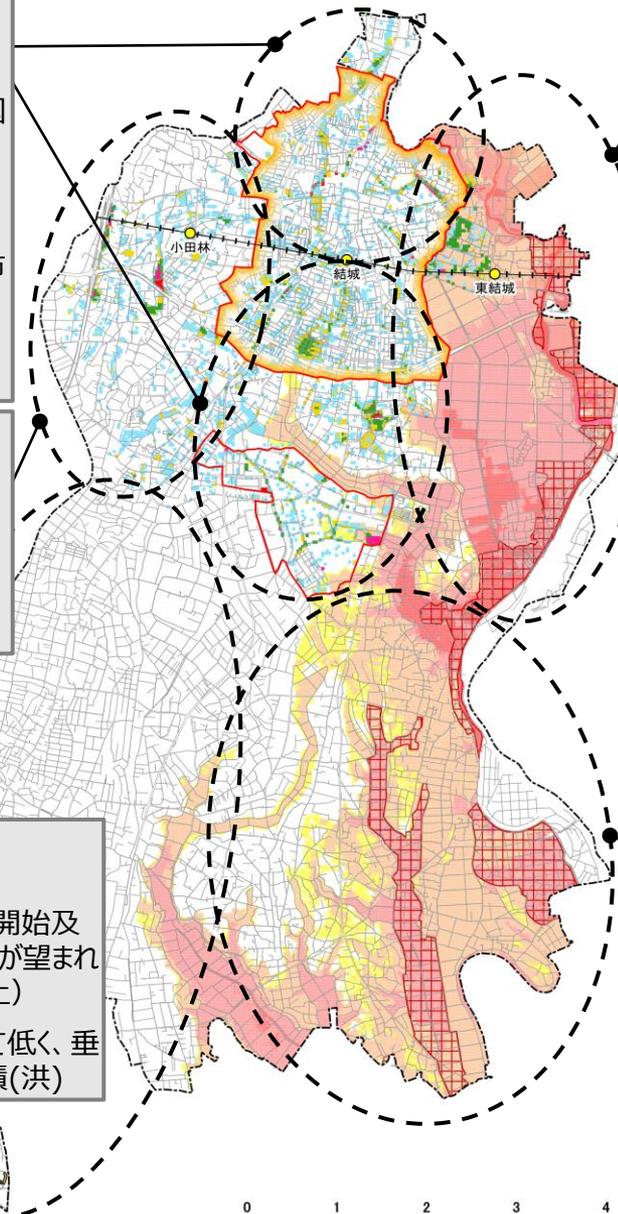
## ＜上山川・山川地区＞

- ◆ 建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)
- ◆ 活用可能な避難所へ徒歩でのアクセスが困難な区域が存在(洪)
- ◆ 医療・福祉施設の機能低下が懸念(洪)
- ◆ 緊急輸送道路における自動車の通行の支障や道路途絶が懸念(洪)
- ◆ 浸水が72時間以上継続する区域に住宅が多く立地(洪)
- ◆ 家屋倒壊等氾濫想定区域に家屋が多く立地(家)

土砂 洪水

## ＜江川地区＞

- ◆ 災害時に早期の避難行動開始及び、より安全な施設へと避難が望まれる介護福祉施設が立地(土)
- ◆ 建物階数が浸水深に対して低く、垂直避難が困難な建物が集積(洪)

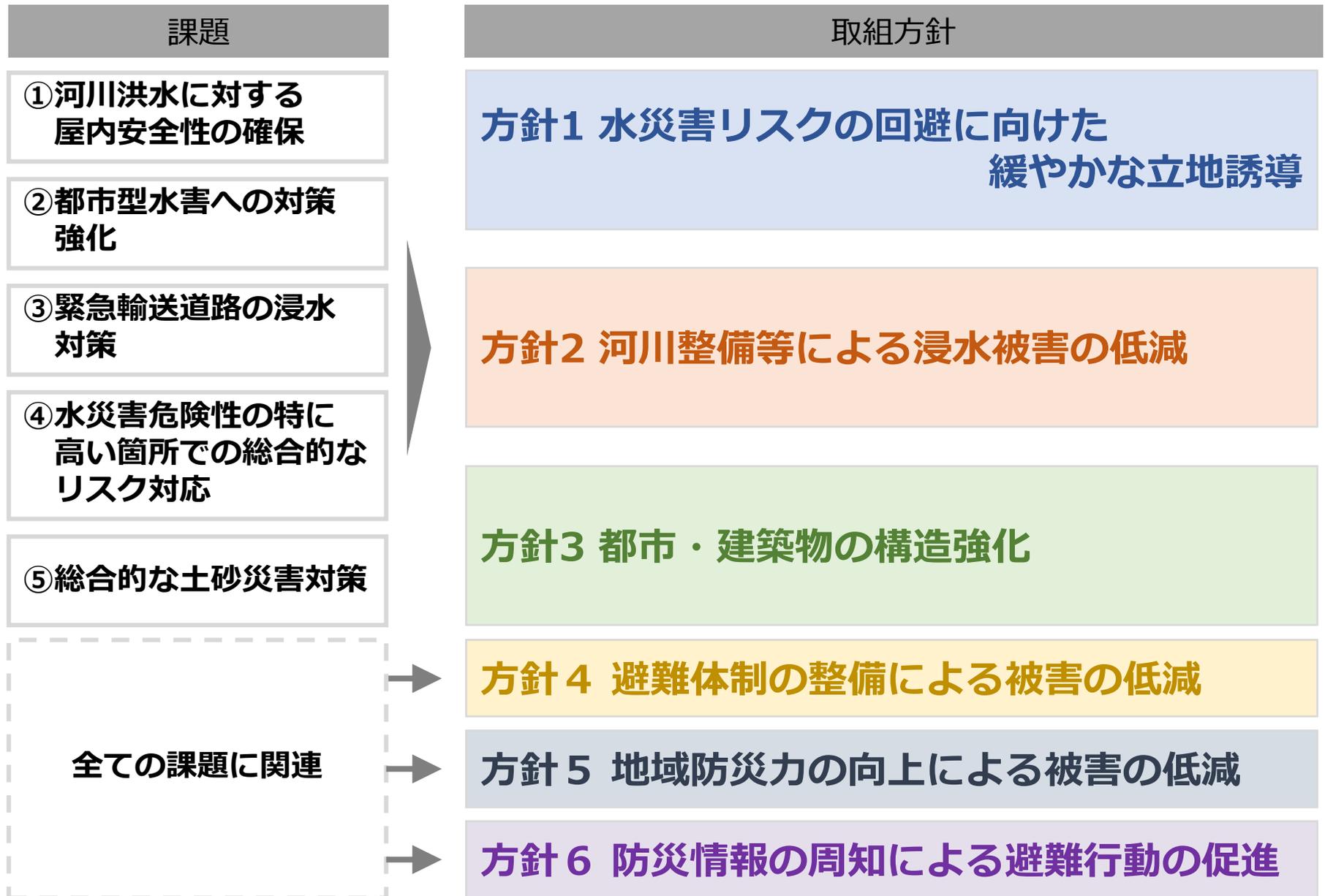


# 4. 地域ごとの防災上の課題の整理

● : 該当あり

課題 \ 地区	結城北部地区	結城南部地区	結城西部地区	結城東部地区	上山川・山川地区	江川地区
①河川洪水に対する屋内安全性の確保	● 地区東側の市街化区域境周辺	● 地区東側の市街化区域境周辺	—	● 鬼怒川・田川沿岸周辺	● 鬼怒川沿岸周辺	● 新宿新田周辺
②都市型水害への対策強化	● 地区全体	● 地区全体	● 地区全体	● 東結城駅周辺	—	—
③緊急輸送道路の浸水対策	● 県道小山結城線の一部	● 国道50号の一部	● 国道4号、国道50号、大橋町・小田林線の一部	● 国道50号、結城下妻線の一部	● 筑西三和線の一部	—
④水災害危険性の特に高い箇所での総合的なリスク対応	—	—	—	● 鬼怒川・田川沿岸周辺	● 鬼怒川沿岸周辺	—
⑤総合的な土砂災害対策	—	—	—	—	—	● 七五三場の一部

# 5. 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討



# 6. 具体的な取組及びスケジュールの検討

## <防災指針に基づく具体的なハード・ソフト取組(抜粋)>

凡例：(→)：整備・実施期間 .....→：継続的に随時実施

取組方針	リスク対策	取組概要	実施主体	主要箇所	スケジュール		
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
方針1 水災害リスクの回避に向けた緩やかな立地誘導	回避	居住機能の移転促進の検討	市	結城北部、南部、東部、上山川・山川地区	→		
	回避	空き家・空き地等を活用した移転先の検討	市	居住誘導区域	→		
方針2 河川整備等による浸水被害の低減	低減	鬼怒川の流域治水対策	県国	鬼怒川・田川	→		
	低減	市道排水整備	市	市全域	→	.....→	→
	低減	下水道(雨水管渠)の整備	市		→	.....→	→
方針3 都市・建築物の構造強化	低減	建物・敷地レベルでの浸水対策を誘導	市	市全域	.....→		
	低減	土砂災害防止施設の整備	市	江川地区	.....→		
	低減	山地災害危険区域における治山事業の推進	市	江川地区	.....→		
方針4 避難体制の整備による被害の回避	低減	避難誘導體制の整備	市	市全域	→	.....→	→

# 6. 具体的な取組及びスケジュールの検討（つづき）

## <防災指針に基づく具体的なハード・ソフト取組(抜粋)>

凡例：（**→**：整備・実施期間    **.....→**：継続的に随時実施）

取組方針	リスク対策	取組概要	実施主体	主要箇所	スケジュール		
					短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
方針5 地域防災力の向上による被害の低減	低減	マイ・タイムライン（自身の防災行動計画）の作成促進	市	市全域	→	.....→	→
	低減	自主防災組織の活動支援及び自主防災リーダーの育成	市 住民	市全域	→	.....→	→
	低減	総合防災訓練の実施	市 事業者 住民	市全域	→	.....→	→
	低減	避難行動要支援者の避難体制支援	市 事業者	市全域	→	→	→
	低減	避難行動要支援者対策	市	市全域	→	→	→
方針6 防災情報の周知による避難行動の促進	低減	洪水等ハザードマップのWEB版導入	市	市全域	→	.....→	→
	低減	結城市タイムラインの改訂・周知	市	市全域	→	.....→	→
	低減	災害情報伝達方法の確保（デジタル簡易無線及び外部アンテナ整備）	市	市全域	→	.....→	→
	低減	防災指針の周知	市	市全域	→	→	→
	低減	地域防災計画の周知	市	市全域	→	→	→
	低減	宅地建物取引上の重要事項説明として水害・土砂災害リスクを周知	市 事業者	市全域	→	→	→

# 7. 目標値の検討

## ＜防災指針に基づく目標値＞

目標指標	現状値	目標値
①：自主防災組織率	＜令和3年度＞ 34.4%	＜令和8年度＞ 40.0%
②：市道排水整備率	＜令和元年度＞ 25.6%	＜令和7年度＞ 26.9%
③：下水道雨水管渠整備	＜令和元年度＞ 10,627m	＜令和7年度＞ 11,302m
④：総合防災訓練避難所数	＜令和3年度＞ 2か所	＜令和8年度＞ 12箇所
⑤：防災集団移転促進事業の立案	＜令和4年度＞ 未検討	＜令和24年度＞ 立案

# 【資料目次】

1. 居住誘導区域
2. 都市機能誘導区域・誘導施設
3. 誘導施策
4. 防災指針
5. 今後のスケジュール

## 今後のスケジュール（予定）

令和4年8月	令和4年度第1回結城市都市計画審議会
令和5年2月	令和4年度第2回結城市都市計画審議会
令和5年3月	結城市立地適正化計画確定